



桜川市通学路危険ブロック塀等除却費補助金

市では、通学路沿いの危険なブロック塀等を除却する工事費用の一部に補助金を支給します。
この制度は、**令和2年度～令和4年度の期間限定**で行うものです。

補助対象要件 補助対象者は、次の(1)～(4)の **全てに該当する方** です。

- (1) 通学路危険ブロック塀等 (※1) の所有者又は共有者である方
- (2) 通学路危険ブロック塀等除却工事 (※2) を請負契約 (補助対象経費 (※3) とそれ以外の経費との内訳を書面で明らかにしたものに限り。) によって工事業者に発注される方
- (3) 所定の事項を書面によって誓約された方
- (4) 従前に本制度による補助金の交付を受けたことがない方

※1. 通学路危険ブロック塀等とは …?

組積造の塀 (補強コンクリートブロック造の塀を含む。) であって、かつ、次の要件の全てに該当する部分

- ① 通学路との境界に築造された部分であること。
- ② 倒壊の危険性があることが客観的に証明された部分であること。
- ③ ①及び②の部分のうちに道路面からの高さが 50 cm 以上の部分が含まれていること。
- ④ 建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令を受けた部分でないこと。

※2. 通学路危険ブロック塀等除却工事とは …?

通学路危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事 (一部を除却する工事にあっては、倒壊の危険性がなくなることが客観的に証明されたものに限り。)

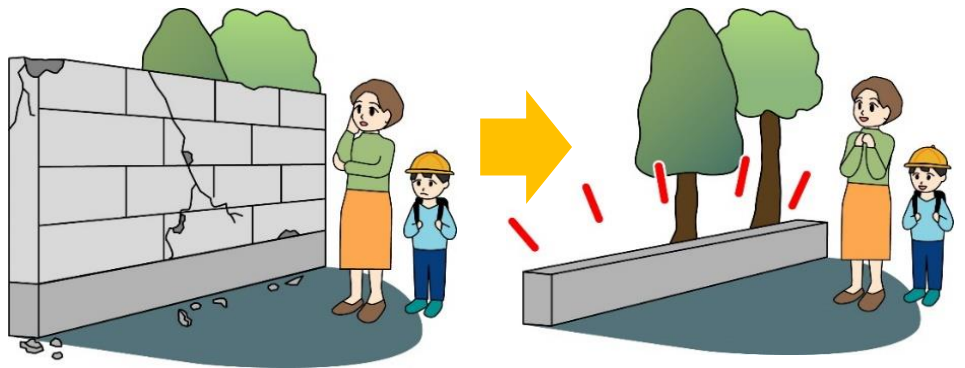
※3. 補助対象経費とは …?

補助対象者が行う通学路危険ブロック塀等除却工事に要する費用のうち撤去費、運搬費、処分費及び諸経費に相当する費用

申請期間

4月1日
～ 9月30日

(※ 土日祝日除く。)



補助金の額 補助金の額は、次の(1)～(3)のうち **最も小さい額** です。

- (1) 補助対象経費に **3分の2** を乗じて算出した額 (千円未満切り捨て)
- (2) 除却した通学路危険ブロック塀等の延長に **1m当たり2万円** を乗じて算出した額 (千円未満切り捨て)
- (3) **20万円**

ご相談・お問合せ先

桜川市 建設部 都市整備課

(〒309-1293 桜川市羽田 1023 桜川市役所大和庁舎 1階)

TEL: 0296-58-5111

Q1. 石塀や木塀、土塀や金属製のフェンス、万年塀（鉄筋コンクリート組立塀）などは、「組積造の塀」に該当しますか …？

A1. 「組積造の塀」とは、建材を積み上げて壁面をつくる塀のことです。このような構造であれば、石塀も「組積造の塀」に該当します。一方、木塀、土塀、金属製のフェンス及び万年塀（鉄筋コンクリート組立塀）は、建材を積み上げて壁面をつくる塀ではありませんから、「組積造の塀」には該当しません。

Q2. 「組積造の塀」の上部に金属製のフェンスを取り付けたような塀の場合は、どのように取り扱われますか …？

A2. 「組積造の塀」に該当する部分のみが本制度の対象となります。

Q3. 門扉や門柱などは、「組積造の塀」に該当しますか …？

A3. 門扉及び門柱は、建材を積み上げて壁面をつくるものではありませんから、「組積造の塀」には該当しません。

Q4. 通学路に該当するかどうかは、どのように判断すれば良いですか …？

A4. 本制度において「通学路」とは『児童又は生徒が市内の小学校、中学校又は義務教育学校に通学するために徒歩又は自転車で利用する道路の区間であって、その旨を教育委員会が認めたもの』のことです。教育委員会には都市整備課から照会しますので、まずは都市整備課にご相談ください。

Q5. 塀の倒壊の危険性は、どのように証明すれば良いですか …？

A5. 第3者機関による耐震診断の評定書を提出していただくか、都市整備課による現地調査を受けていただく必要がありますので、まずは都市整備課にご相談ください。

Q6. 通学路危険ブロック塀等除却工事を工事業者ではなく、自分で施工した場合、補助の対象とはならないのですか …？

A6. 自分で施工した場合、本制度の対象とはなりません。

Q7. 工事業者と請負契約を締結するタイミングは、いつですか …？

A7. 補助金の交付決定後に請負契約を締結してください。

Q8. 通学路危険ブロック塀等除却工事はいつまでに着工し、いつまでに完了させれば良いですか …？

A8. 10月末日までに着工し、12月末日までに完了させてください。この条件に合わない場合、補助金の交付決定が取り消されることがあります。

Q9. 住宅の建て替えに伴って塀を除却する場合も補助の対象となりますか …？

A9. 補助対象要件に該当すれば、住宅の建て替えに伴うものであっても、本制度の対象となります。ただし、その場合は、補助対象経費を明らかにするために、住宅の建て替え工事とは別に、通学路危険ブロック塀等除却工事に関する請負契約を締結してください。また、工期に関しても、A8の条件に合わせる必要がありますので、ご注意ください。